

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則

(平成16年1月16日福島県規則第3号)

(最終改正：令和4年10月7日福島県規則第48号)

(趣旨)

第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号。以下「令」という。)及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成15年農林水産省令第55号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)及び山村振興法施行令(昭和40年政令第331号)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。以下「暫定措置法施行令」という。)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成8年政令第153号)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。以下「木材安定供給特措法」という。)及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令(平成8年政令第310号)、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下「間伐特措法」という。)及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令(平成25年政令第162号)、森林経営管理法(平成30年法律第35号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「建築物木材利用促進法」という。)及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令(令和4年政令第229号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより林業従事者等(法第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。)、認定中小企業者(農商工等連携促進法第12条第1項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者をいう。以下同じ。)、促進事業者(六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従っ

て六次産業化法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。)又は認定農林漁業者(みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画に従ってみどりの食料システム法第19条第5項第4号又は第21条第5項第4号に掲げる措置を実施するみどりの食料システム法第26条に規定する認定農林漁業者をいう。以下同じ。)に対して林業・木材産業改善資金(法第2条第1項に規定する資金をいう。以下同じ。)を貸し付けるものとする。

(限度額、償還期間及び据置期間)

第2条 県が貸付けを行う林業・木材産業改善資金(以下「貸付金」という。)の一林業従事者等、一認定中小企業者、一促進事業者及び一認定農林漁業者ごとの限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円(木材産業に係る林業・木材産業改善措置(法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ。))を実施する場合にあつては、それぞれ一億円)とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣に協議をしたときは、当該協議をして定めた額とする。

2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同じ)は、10年以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 山村振興法第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとするものが当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内
- (2) 暫定措置法第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内
- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合 15年以内
- (4) 木材安定供給特措法第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な木材安定供給特措法第15条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内
- (5) 間伐特措法第11条に規定する認定特定増殖事業者が認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内
- (6) 農商工等連携促進法第13条第2項に規定する認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内
- (7) 農林漁業バイオ燃料法第9条に規定する認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って農林漁業バイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内
- (8) 建築物木材利用促進法第19条に規定する認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内

- (9) 六次産業化法第10条第2項に規定する認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内
- (10) 間伐特措法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な間伐特措法第16条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内
- (11) みどりの食料システム法第26条に規定する認定農林漁業者がみどりの食料システム法第23条に規定する認定計画に従ってみどりの食料システム法第19条第5項第4号又は第21条第5項第4号に掲げる措置を実施するのに必要なみどりの食料システム法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内
- 3 貸付金の据置期間は、3年以内とする。ただし、前項第1号、第5号、第6号及び第9号に掲げる場合における貸付金の据置期間は、5年以内とする。

(借受資格)

第3条 貸付金を借り受ける資格を有する者は、林業従事者等、認定中小企業者、促進事業者又は認定農林漁業者であって法第7条第1項の認定を受けたものとする。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、知事が別に定める申請書及び林業・木材産業改善措置に関する計画書を知事に提出しなければならない。

(保証人又は担保)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「借受申請者」という。)は、令第5条各号のいずれかに掲げる者を除き、連帯保証人を立て、又は知事が適当と認める担保を提供しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人を立てる場合において、借受申請者が法人であるときは、当該法人の役員又は構成員のうちその貸付金の借受けによって受益する者(その者が特定されない場合にあつては、当該法人の理事等)を当該法人の連帯保証人にしなければならない。
- 3 第1項に規定するもののほか、法人格を有しない団体の代表者が貸付金の貸付けを受けようとする場合にあつては、当該代表者は、当該団体の構成員を連帯債務者にしなければならない。

(貸付けの申請)

第5条 借受申請者は、林業・木材産業改善資金貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)正副3部に、第3条第2項の申請書及び林業・木材産業改善措置に関する計画書を添えて、当該借受申請者の住所地(その者が団体である場合にあつては、その主たる事務所の所在地)をその地区内に含む森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第1項第2号の事業を行う木材協同組合(該当借受者の住所地を含むこれらの組合が存しない場合にあつては、森林組合法第101条第1項第3号の事業を行う福島県森林組合連合会又は中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の事業を行う福島県木材協同組合連合会とし、以下「森林組合等」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める者にあつては、この限りでない。

(貸付けの決定)

第6条 知事は、申請書を受理したときは、法第8条（農商工等連携促進法第13条第1項及び六次産業化法第10条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に該当するかどうかを審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、貸付けを行い、又は行わない旨の決定をするものとする。

2 知事は、前項の貸付けを行う旨の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を速やかに林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第2号）により当該借受申請者に通知するとともに、その旨を前条の森林組合等に通知するものとする。

3 知事は、第1項の貸付けを行わない旨の決定をしたときは、その旨を当該借受申請者及び前条の森林組合等に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第7条 借受申請者は、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書を受け取ったときは、その受理した日から知事が別に定める日までに、林業・木材産業改善資金借用証書（様式第3号）を、森林組合等を経由して知事に提出しなければならない。

（一時償還等）

第8条 知事は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）又は林業・木材産業改善資金貸付決定通知書の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付けの決定を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は第2条第2項の規定にかかわらず、当該貸付金の全部若しくは一部を一時に償還させることができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外に使用し、又は貸付け後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 申請書その他の書類の内容に虚偽の記載をし、又は必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 償還金の支払を怠ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

（償還金の支払猶予）

第9条 借受者（借受者が死亡したときは、その相続人）は、災害又は借受者（その者が団体である場合にあつては、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付けを受けた林業・木材産業改善資金の償還が著しく困難であるときは、償還金の支払の猶予を申請することができる。

（償還金の支払猶予の申請）

第10条 借受者は、償還金の支払の猶予の申請をするときは、林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第4号）正副2部に、知事が指定する者の証明書を添えて償還期日（分割支払の場合の各分割支払期日を含む。以下同じ。）の30日前（知事がやむを得ない事由があると認める場合にあつては、7日前）までに森林組合等を経由し知事に提出しなければならない。

（償還金の支払猶予の承認）

第11条 知事は、支払の猶予の申請があった場合において当該申請に係る書類等の審査により当該申請に係る支払の猶予を承認すべきものと認めるときは、当該猶予について承認の決定をするものとする。

2 知事は、支払の猶予について承認の決定をしたときは、その決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を速やかに林業・木材産業改善資金償還金支払猶予決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、支払の猶予について承認をしなかったときは、知事は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(違約金)

第12条 知事は、借受者が償還期日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日)までに償還金又は第8条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかったときは、償還期日の翌日から支払を受けた日までの日数に応じ、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、借受者が第八条各号のいずれかに該当したことを理由として一時に償還をさせるときは、当該償還に係る貸付金を貸し付けた日から支払を受けた日までの日数に応じ、当該償還に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて徴収するものとする。

3 前2項に規定する違約金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(事業計画の変更等)

第13条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに林業・木材産業改善資金事業計画変更等承認申請書(様式第6号)を森林組合等を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 貸付けの対象となった事業(以下「貸付事業」という。)の内容を変更する必要があるとき。

(2) 貸付事業を中止し、又は廃止する必要があるとき。

(3) 貸付事業が別に定める期間内に完了しないとき又は貸付事業の遂行が困難になったとき。

(4) 貸付金の償還期間内において、貸付金で取得した施設、機械若しくは資材を改造し、目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸与し若しくは使用を中止する必要があるとき、又はその運営を他人に委託しようとするとき。

(据置期間の変更)

第14条 借受者は、据置期間を変更しようとするときは、林業・木材産業改善資金据置期間変更承認申請書(様式第7号)を森林組合等を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告及び検査)

第15条 借受者は、事業完了後30日以内に林業・木材産業改善資金事業実績報告書(様式第8号)を森林組合等を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、2人以上の者が共同で貸付金の貸付けを受けたときは、林業・木材産業改善資金事業実績報告書に個人別内訳を明記し各人の確認印を押印しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、貸付事業について帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(繰上償還)

第16条 借受者が、貸付金の繰上償還をしようとするときは、林業・木材産業改善資金繰上償還申込書(様式第9号)を森林組合等を経由して知事に提出しなければならない。

(弁済の充当)

第17条 知事は、借受者が当該貸付けに係る数個の債務を負担する場合において、借受者又はその連帯保証人が弁済として提供したものが全債務を消滅させるに足りないときは、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

(届出)

第18条 借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、借受者(借受者が団体の場合にあってはその代表者、借受者が死亡したときはその者と同居の親族、連帯債務者又は連帯保証人)は、林業・木材産業改善資金借受者氏名変更等届(様式第10号)を森林組合等を経由して速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 借受者及び連帯保証人(これらのものが団体である場合には、その代表者を含む。)の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (2) 借受者、連帯債務者又は連帯保証人が死亡したとき。

(書類の整備)

第19条 借受者は、貸付金の使途を明らかにする書類、貸付金に係る施設、機械又は資材の利用状況等を示す書類その他関係書類を貸付期間内は整備しておかなければならない。

(融資機関に対する貸付け)

第20条 県は、林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関(法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。

(融資機関からの貸付けを受ける者の借受資格の認定)

第21条 第3条第2項の規定は、融資機関が行う林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者が法第12条第2項において準用する法第7条第1項の認定を受けようとする場合について準用する。

(書類の経由)

第22条 この規則の規定に基づき知事に提出する書類は、所轄の福島県農林事務所の長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福島県林業改善資金貸付規則の廃止)

2 福島県林業改善資金貸付規則(昭和52年福島県規則第2号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に貸し付けられている旧規則第2条第1項の表に掲げる林業改善資金については、なお従前の例による。

(東日本大震災に係る償還期間等の特例)

4 次の各号のいずれかに該当する者(以下「特例該当者」という。)であって、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の後東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「特例政令」という。)第6条第2項に規定する日までに貸付けを受けるものに対する第2条の規定の適用については、同条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、同条第3項中「3年」とあるのは「6年」とする。

(1) その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者

(2) その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者

5 特例該当者であって、東日本大震災の後特例政令第8条第2項に規定する日までに暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第2条の適用については、同条第2項第2号中「12年」とあるのは「15年」とする。

6 特例該当者であって、東日本大震災の後特例政令第10条第2項に規定する日までに林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第2条の適用については、同条第2項第3号中「15年」とあるのは「18年」とする。

7 特例該当者であって、東日本大震災の後特例政令第12条第2項に規定する日までに農工商等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第2条の

適用については、同条第2項第6号中「12年」とあるのは「15年」と、同条第3項中「5年」とあるのは「8年」とする。

- 8 特例該当者であって、東日本大震災の後特例政令第13条第2項に規定する日までに農林漁業バイオ燃料法第9条に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第2条の適用については、同条第2項第7号中「12年」とあるのは「15年」とする。
- 9 特例該当者であって、東日本大震災の後特例政令第15条第2項に規定する日までに建築物木材利用促進法第19条に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第2条の適用については、同条第2項第8号中「12年」とあるのは「15年」とする。
- 10 特例該当者であって、東日本大震災の後特例政令第16条第2項に規定する日までに六次産業化法第10条第2項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第2条の適用については、同条第2項第9号中「12年」とあるのは「15年」と、同条第3項中「5年」とあるのは「8年」とする。
- 11 森林経営管理法第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者においては、同法附則第2条の規定に基づき、第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「12年」とあるのは「15年」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行に際に現に提出されている改正前の福島県林業・木材産業改善資貸付規則様式第1号による林業・木材産業改善資金貸付申請書は、改正後の福島県林業・木材産業改善資金貸付規則様式第1号による林業・木材産業改善資金貸付申請書とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県林業・木材産業改善資金貸付規則第2条第2項に掲げる貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。